

理 由

最近における農林物資の品質に関する表示の状況にかんがみ、一般消費者の選択に資する観点から、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができるとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。